

平成23年度さっぽろ食の安全・安心推進委員会
第4回条例検討専門部会 会議結果（概要版）

【日 時】平成24年2月6日（月） 14時00分～15時30分

【場 所】WEST19（中央区大通西19丁目） 2階 研修室A・B

【議 事】 別添式次第に従い、議題ごとに事務局より参考説明を行い、それぞれについて各委員より質問・意見を求めた。

【各委員の意見・質問等要約版】

1 安全・安心な食のまちづくりを進める上で札幌市に求める具体的な取組について

(1) 計画の策定・条例を推進するための組織の設置について

①	ア 外部委員会を設置する場合は、条例に根拠を持っていた方がよりよいのではないかと考える。
---	--

(2) リスクマネジメントについて

①	ア 名古屋のような記載の仕方をすると強い意識を持って条例を作ったのだという思いが伝わってくる。
②	ア 名古屋の条例のような力強く、具体的な記載の仕方の方がより心強く、安心して暮らせるというところに近づくのではないかと考える。 イ 緊急事態（災害時）において札幌市として食を守るという点において具体的に何か考えているか。
③	ア 災害時への備えという点で、保健所と危機管理対策室との連携はどうなっているのか。 イ 本委員会（部会）では、食の安全の問題を扱うところであるので、災害時などの食料の確保などについては、議論のレベルが違ってくるのかなと思う。 ウ 危機管理に関する事項はとても重要なので、今日の意見を参考にしながら、条例に盛り込む方向で考えて欲しい。
④	ア 平時と災害時等における食の安全・安心の確保は分けて考える必要があるか。
⑤	ア 保健所は、当初から論じているように食の危機管理を幹に議論する方がよい。 イ 情報の収集、整理、及び活用それに公表という流れを入れたらいかがか。

2 新条例の制定にあたっての「札幌らしさ（特徴）」について

(1)	ア やはり、観光都市としての観点をに入れて欲しい。
-----	---------------------------

(2)	<p>ア 外国に対するPRに何か加えるような具体的なものを入れてもらいたい。</p> <p>イ 札幌というのは、北海道が持っている一番いいイメージのよさ、農業、水産、気候、風土などを商売的に一番吸い上げているのではないかと考えていることから、条例でそういう面で配慮したもの（北海道全体のいいイメージを守っていく等）があってもいいのかなと考える。</p>
(3)	<p>ア このたびの札幌市が受けた特区の指定については、食の安全・安心も関係があると思うので、そういう流れも根底として条例に盛り込んでいけたらと思う。</p>
(4)	<p>ア 特区の指定を受けたことから、札幌から直接世界に展開することになるので、条例でもそういうことを踏まえてもいいと思う。</p> <p>イ 国際性の部分を条例に盛り込むことができれば、札幌らしさになると思う。</p>
(5)	<p>ア 消費者（市民）が参加している気持ちになれるような条例になると、意識を高めていけると思う。</p> <p>イ 食育という言葉条例に入れて欲しい。（札幌らしい食の発展、文化を守っていく、継承していく、新しく発展させるとかの意味も考慮して）</p>
(6)	<p>ア 消費者（市民）の関心を引き起こすようなものであって欲しい。</p> <p>イ 条例の名称については、難しいが、何とか工夫できないかと思う。</p>

3 条例の実効性の確保について

(1)	<p>ア 法律を超えた想定外のことの場合に、市長の判断で公表等を行うのはいいかもしれない。（責任がはっきりしているもので、そういうものならいいと思う。）</p> <p>イ 不測の事態においては、迷惑がかかる場所があるかもしれないが、被害を広げないためには、行政の判断は必要なのだろうと思う。</p> <p>ウ 事業者を追い詰めるだけのような実効性の確保ではなくて、今回の条例は、行政・市民・事業者の3者がどうするかということなので、そういうことも入れて欲しい。</p>
(2)	<p>ア 事業者等には、既に関係法令で厳しい規制がかかっているため、この条例では、行政・市民・事業者の3者が協働して同じ目的を達成するためのものということで、誘導的手法を取り入れる方がいいと思う。</p>
(3)	<p>ア 健康被害の観点から食関係の条例では、公表などについて、もっとシビアに規定する方が望ましい。</p>

(4)	<p>ア 公表についても、法律で決まっている場合には、分かりやすいが、一方で経済活動あるので、その辺の見極めが大変難しいと場合が多々あると思う。</p> <p>イ 札幌市食品衛生管理認定制度（「しょくまる」）等を条例の中に書き込むことを通して札幌市は誘導的手法を積極的に活用しているのだということを文言上で示すことができると思う。</p>
(5)	<p>ア 実効性を確保するにあたって、規定的手法も誘導的手法も両方取れるということであれば、両方採用し、規制的手法ばかり特出するとモチベーションが下がってしまうので、必要なものに留め、誘導的手法でもって、工夫をして、札幌をいいまちにしていこうという意識の高まりにつなげる内容を入れたらいかがか。（例えば、市民やグループの表彰や支援等）</p>
(6)	<p>ア それをやっていただかないとまずい、重大な結果を招いてしまうというものについては、罰則等があってもいいというふうに思う。</p> <p>イ 事業者が、積極的に前向きに関わろうと思う誘導的な手法も取り入れた方がよいと思う。</p>